

遊漁心得 埼玉中央漁業協同組合

券種別採捕魚種及び漁法				
券種	甲種	ます類	乙種	県内共通
漁具漁法	釣り・さ手網（1.5 m以下）四ツ手網（3 m以下） 投網（20 m以下）うけ・置針・鮎メガネかけ漁	釣り	釣り（リールを除く）	釣り（リールを除く）
採捕できる魚種	全魚種	鮎を除く魚種	鮎・鱒を除く魚種	鮎・鱒を除く魚種

- ・禁止漁法 鮎の寄餌釣り、三段網、瀬干、かいほり、さぐりどり、羽根追、火光利用電気毒物の使用、かや網、ウ使、ガラスうけ、箱うけ、類似の漁法並びに禁漁区内
- ・採捕長の制限 ます類15 cm、こい18 cm、うなぎ26 cm以下の採捕禁止
- ・玉淀ダムから東上線鉄橋を保護区、釣り専用区とし、釣り以外の漁具漁法を禁止する
- （右記、通年、オランダ釣り・流し毛ほり、コロガシ、ヤス、鮎のルアー釣りの禁止）
- ・東上線鉄橋から関越自動車道橋下端まで4月1日から7月最終日まで釣り専用区とし釣り以外の漁具漁法を禁止する。

（右記期間中、オランダ釣り・流し毛ほり、コロガシ、ヤス、鮎のルアー釣りの禁止）
 なお、ます類を目的としたフライ・テンカラは毛針釣りとせず遊漁を認める

・利根川上武大橋上流1500 m、下流500 m間、及び荒川玉淀ダムから正喜橋まで10月1日から10月末日まで鮎の採捕を禁止する

- ・その他の禁漁区、釣り専用区は裏の地図にも記載があります
- ・日没から日の出まで投網は禁止する
- ・釣りの道糸は2本までとする
- ・遊漁者は遊漁券を携帯し、漁場監視員から要求があった場合は掲示して下さい
- また、遊漁規則に反する行為があった場合、遊漁の中止を命じ、返金は行わない
- ・甲種、ます類の年券は共第9号利根川でも遊漁が出来る（遊漁規則は共第9号に準ずる）

その他、詳細な遊漁規則は埼玉県ホームページをご参照ください
 問い合わせ ☎ 0485212919 埼玉中央漁協 令和6年1月1日